

山陽小野田市中小企業振興協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市の中小企業振興推進計画（以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく施策の検証を行うに当たり、関係団体及び市民代表から意見を聴取するため、山陽小野田市中小企業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中小企業の振興に係る必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 中小企業者
- (2) 大企業者
- (3) 商工会議所の代表者
- (4) 商工関係団体の関係者
- (5) 金融機関の関係者
- (6) 学術研究機関の関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 市民代表
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを

定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を決定するための会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業振興部商工労働課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月 2日から施行する。